

相模原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第2号

相模原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考(1)中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」を「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令(令和6年財務省令第70号)による改正前の国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)(以下「改正前の旅費支給規程」に改め、同表備考(2)及び(4)中「旅費支給規程」を「改正前の旅費支給規程」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。